

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年10月11日

厚生労働省

職業安定局需給調整事業課

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年8月21日（水）から同年9月20日（金）まで御意見を募集したところ、36件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	限られた介護報酬のなかからその経費を賄わなければならないことを踏まえれば、適切な規制のもとで適正に紹介手続きがされることが大変重要であると考え る。 必要な情報の見える化やお祝い金の禁止等、現在検討されている規制強化についてつつがなく推進されるよう希望する。	本案に賛成の御意見として承ります。
2	改正に賛成する。介護福祉士の紹介手数料は想定年収の30%で120万円などの事実を求職者も把握でき、労	本案に賛成の御意見として承ります。

	<p>働者自ら紹介に係るコストについて正しく認識して有料職業紹介事業者を選別できる仕組みが必要だと思ふ。</p> <p>紹介手数料の求職者への説明について、ルール化してほしい。</p>	<p>なお、本省令改正によって公開される1件当たりの平均手数料率の実績は、人材サービス総合サイトに掲載予定であり、求職者を含めどなたでも確認することができます。</p>
3	<p>手数料が高いため求職できない人がいる状態にもなっている可能性がある。ご対応何卒よろしくお願いいたします。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p>
4	<p>紹介料は年々高くなり、介護報酬が限られていることから介護事業運営に多大な影響を与えている。</p> <p>企業努力では防ぎきれない人材不足の業界のため、利用せざるを得ないし、同時に業者からかなり足元を見られている金額だと思う。</p> <p>運営の原資は税金（保険料）で、本来職員の待遇改善に充てられるべき金額を人材紹介業者に支払っている現状があるので、改善していただきたい。本来であればその手数料分を給与・待遇改善に充てることのできたはずである。</p> <p>「就職祝い金」などの名目で、求職者にお金を渡すなどのこともあると聞いたことがある。「就職祝い金」を目的に短期間で紹介を繰り返しているのではないかと思う。</p>	<p>厚生労働省としても、各業界で、人材確保が切実な課題であることや手数料等への負担感があることは、十分認識しているところ、今般、省令改正等の必要な措置を行います。</p> <p>既に本指針に規定されている職業紹介事業者から求職者への金銭等提供禁止及び就職後2年間の転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可条件とすることとしており、当該禁止事項に係る違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象になります。こうした取組により、職業紹介事業に対する規制について更なる実効性を確保することとしております。</p> <p>また、併せて指針を改正し、募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして募集主が負担する金銭等について、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を</p>

	<p>無料求人広告掲載募集に応募した後、一定期間を経過すると自動的に有料となる内容を口頭説明せず、後日請求書が送られてきてトラブルになったこともある。紹介料に上限を設定し、適正な価格で紹介が行われるよう法整備をしてほしい。</p> <p>紹介手数料の返金対応期間が3か月までと短期間の業者が多い。</p> <p>介護保険の未来に規制強化は必要な措置となるため、問題なく規制強化がなされることを切に願う。</p>	<p>含む契約の内容について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面や電子メール等により、事業者から募集主にあらかじめ誤解が生じないよう明示することを求めることとします。</p> <p>早期離職の場合における紹介手数料の返戻金については、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」における認定基準を強化し、6か月までの離職を対象とする返戻金制度を有することを新たに認定基準に追加しました。（今年度から適用）</p> <p>引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p>
5	<p>紹介手数料については、具体的に、この条件の方は、この根拠を基にこの金額など、分かりやすくするというのが必要なのではないかと思う。</p> <p>今の求職者は、紹介サービスなどを使用するのが、当たり前となっているため、サービスとしては必要だと思うが、料金の透明性『見える化』は必要不可欠なものではないだろうか、サービスを使用するものとしては思う。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、紹介手数料についてはあらかじめ求人者に明示する義務が法律上あり、また、今般指針改正を行い、職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして求人者が負担する金銭等についても、契約内容をあらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示することとしております。</p>
6	<p>・法改正も必要だが、そもそも何故、離職者が公的機関（ハローワークなど）を利用せず民間紹介会社へ登録するのかの原因究明をする必要があると思われる。</p>	<p>ハローワークにおいては、医療・介護・保育分野等の人材確保を支援する専門窓口である人材確保対策コーナーの体制整備を進めており、求人者に</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関の手続きの煩雑さなのか、ハローワークよりも詳しい情報を民間紹介業者は求職者へ提供しているのか、求職者への支援が手厚いのか、ハローワークの検索システムが扱いにくいことや検索しづらいということなのか、いろいろあるのではないか。 ・民間紹介業者、仲介業者を利用した方々の声を聞いているのか。 ・ハローワークへの登録者が少なく、結果的に高額な紹介料で民間紹介業者を利用せざるを得ない。 ・人材が必要でも高額な紹介料を支払うことが出来ない中小企業が倒産する、事業を縮小するなどの弊害を被らないためにも公的機関の補助金、助成金の充実や助成金申請のための手続きや要件の緩和が必要。 	<p>対する求人票の見直しの助言、求職者に対する担当者制による支援や、事業所見学会・就職面接会等の開催等に取り組んでいるところです。また、ハローワークインターネットサービスの操作性についても改善を図ることとしており、今後ともオンラインサービスの充実を進めてまいります。引き続き、利用者の声も踏まえつつ、マッチング支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、都道府県労働局等において、事業主が活用できる雇用関係助成金の相談等を行っております。</p>
7	<p>この度の、職業安定法施行規則の一部を改正する省令案について賛成。</p> <p>紹介会社が勝手に求人を掲載したり求職者への情報提供を行ったりする場合があります。契約締結後でなければ求人情報を掲載してはならないという規制や求人企業への了解を得た上で営業・訪問し、職場環境や雇用条件を対面で確認することや電話営業の可否を許可制とする規制、求職者への正確な情報提供を義務付けてほしい。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の3、第5条の4において職業紹介事業者に対して労働条件等の明示や求人等に関する情報の的確な表示について規定しているところです。</p>
8	<p>優良業者の認定を国が制度として行ってほしい。</p>	<p>厚生労働省の委託事業として、職業紹介優良事業者認定制度を実施しており、申請要件、必須基</p>

		<p>準、基本基準を一定以上満たす紹介会社を「優良認定事業者」として認定しています。また、医療・介護・保育の3分野については、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度を実施しております。</p>
9	<p>雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）に係る追加的対応について、いずれの内容にも賛同する。</p> <p>現状の労働市場において、雇用仲介事業の優位性が圧倒的に高く、とくに人材確保が非常に困難な状況にある介護・保育分野では、社会福祉法人等の求人事業者は、交渉力及び対応力において極めて劣勢な立場におかれている。職業安定法の趣旨に鑑みれば、現在の不均衡を是正し、経済や社会の基盤を支える介護・保育分野に必要な労働力が充足するよう、雇用仲介事業の法令順守を徹底することを制度運用上の根幹をなす大方針とすべきである。</p> <p>お祝い金・転職勧奨禁止を職業紹介事業の許可条件とすることに関して、一步前進したものと受け止めるものの、同ルールの違反は過失ではなく故意であるので、「指導監督にも関わらず違反が継続・反復する場合に許可取消の対象とする」のではなく、「違反が見つかった時点で許可取消」とすべきあり、また、有料職業紹介事業が退職代行サービスと連動しているケー</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p> <p>今般の措置では本省令・指針の改正等に加え、ハローワークの機能強化（医療・介護・保育分野等での人材確保を支援する専門窓口の体制整備、ハローワークインターネットサービスの操作性の改善などオンラインサービスの充実、求人充足と職場定着のための雇用管理改善の支援等）を行い、公的部門における更なる職業紹介機能の強化を図ります。</p>

	<p>スもあることから、その禁止も今後検討する必要がある。</p> <p>また、ハローワークや福祉人材センターの公的人材紹介の充実、機能強化に一層取り組むべき。</p> <p>事業主のホームページや有料職業紹介事業者に求人があってもハローワークに無い現実は是正していくべき事態だと思う。</p>	
10	<p>有料職業紹介事業者に対して、手数料に関する情報提供事項の追加が行われるのは、妥当と考える。情報提供事項の追加により事業者の手数料平均値算出作業等の負担は増えるが、クリアにすることにより事業者によって手数料率が大幅に違う事による業界への不信の払拭につながるのではないかと思う。</p> <p>取扱い上位5職種に限られているため許容範囲であるとする。職種を問わず労働力の需給調整機能の強化を図るためには必要であるとする。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p>
11	<p>有料職業紹介事業者おける、職種ごとの1件当たりの平均手数料率は、求人者が有料職業紹介事業者を選択する際に必要となる重要な資料であり公表に賛成。</p> <p>改正案の「情報提供の対象は各有料職業紹介事業者の取扱い上位5職種に限り、年間10件以下の職種は対</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>本省令改正による手数料に関する情報提供事項の追加については、利用者の選択に資するための事業の見える化を事業者の負担も考慮しつつ検討し</p>

	<p>象外」では、利用検討の情報として不足しますので、情報提供の範囲を限定せず全職種、全件数としてほしい。</p> <p>有料職業紹介は手数料が入職者の年収の平均約 30% と高額であり、また、職業紹介事業者経由で就職した後 2 年を経過すると紹介事業者は転職勧奨が可能とされています。2000 年に創設された介護保険制度の下で、介護人材確保は最重要課題。介護施設等の人材確保のために、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転職の勧奨を行ってはならない期間を職業紹介により就職した後「2 年間」ではなく、より長い期間にしてほしい。 2. 公的な職業紹介による「介護サービスの職業の就職件数」を増やしてほしい。 	<p>たものであり、開示対象に一定の限定がかかる点をご理解いただけると幸いです。</p> <p>就職後 2 年間の転職勧奨禁止については、今般、ご指摘のように期間を延長するものではありませんが、当該禁止を職業紹介事業の許可条件とし、これにより、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象となることとしております。</p> <p>引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p> <p>今般の措置では本省令の改正等に加え、ハローワークの機能強化（医療・介護・保育分野等での人材確保を支援する専門窓口の体制整備、ハローワークインターネットサービスの操作性の改善などオンラインサービスの充実、求人充足と職場定着のための雇用管理改善の支援等）を行い、公的部門における更なる職業紹介機能の強化を図ります。</p>
12	<p>本施行規則改正案に賛成する。違反者に対しては行政指導を強化し、悪質な違反者に対しては許可取り消しなどの厳罰や、職業紹介事業者名の公表など実効性のある適切な運用を求めたい。また、施行後も職業紹介事業者によるお祝い金禁止や紹介手数料の見える化の</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p>

	実効性が挙げられているか状況をフォローし、その結果に基づき不断の制度見直しを講じていくべきである。	
13	「現在及び今後における人手不足の状況やミスマッチを緩和、改善するため、労働力の需給調整機能の強化を図るための更なる対応策について」という今回の省令案について大賛成である。お祝い金などを使うことで、ネット上で安易に求職者を集め、しっかりとした求職者からの情報収集や、求人企業側からのヒアリングなど、マッチングに不可欠な手続きを蔑ろにした人材紹介会社が非常に多いように感じる。少なからず民間人材ビジネスの紹介手数料の「見える化」やお祝い金の規制をすることで、ハローワークという正当なルートでの適正な採用が推進されて行くと考えため、是非とも本省令案の実施をお願いする。	本案に賛成の御意見として承ります。
14	○手数料に関する情報提供事項の追加についてその1公共性の高い職業紹介事業において、情報公開を進めて利用者の選択時の判断をしやすくすることは、必要な施策であると考えます。 しかし「平均値」のみが独り歩きしないよう、公開値の利用法について判りやすい説明を付記することを併せてご検討いただきたい。 対象データが例えば35%が100件あり、25%が300件ある場合、平均値は27.5%と実際には存在しない数値	本案に賛成の御意見として承ります。 ご指摘の公表された1件当たりに係る平均手数料率については、誤解のないよう算出方法等につきリーフレット等にて周知を行って対応するよういたします。また、定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができますが、例示いただいたように定額以外で紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率を算出し、開示

	<p>となり、誤解を生じるのではないかという懸念が残ります。</p> <p>また固定単価の職業紹介手数料と、賃金に対する比率の紹介手数料双方を採用している事業者がどのように情報公開したら適切なのか、具体的なQ & Aの策定が望まれます。</p>	<p>する旨についても、今後周知を行ってまいります。</p>
15	<p>○手数料に関する情報提供事項の追加についてその2職業紹介事業者の中には、求人者から收受する職業紹介手数料だけでなく、届出により求職者からの手数料を受ける場合、関係雇用主（求職者の再就職を支援しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者）からの手数料を受ける場合もあります。</p> <p>求人者の職業紹介事業者選択に資することが目的なのであれば、「誰から收受する職業紹介手数料」なのかも公表することとしたほうが、より判りやすい情報公開になるのではないのでしょうか。</p>	<p>平均手数料率の算定方法は、省令に基づく職業安定局長通達において、細部を定めますが、関係雇用主から徴収する手数料額が区分して管理されている場合には、当該額を除外して平均紹介手数料率を計算していただくよう、定めることとします。また、求職者から手数料を徴収する場合の当該手数料については、算定に含めないこととなります。</p>
16	<p>今般、職業安定法施行規則の改正により、有料職業紹介事業者に対して、手数料に関する情報提供事項の追加が行われるのは、妥当と思います。</p> <p>（理由）</p> <p>手数料に関する情報提供事項の追加により事業者の負担が増えますが、負担を軽減するために、取扱い上位5職種に限り、年間10件以下は対象外という配慮</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p>

	<p>もされており、現行の届出制手数料制度を維持するためにも許容範囲と思われます。</p> <p>また、当協会としても職業紹介事業者が市販の業務管理ソフトを利用することなどにより、負担を軽減できることなどの周知をさせていただきます。</p>	
17	<p>ホームページ、ハローワークに掲載しているが余り成果が出ておりません。</p> <p>有料職業紹介事業所に頼らざる得ないのが現状です。しかしながら、紹介料が高額、人材の質の低下に問題があると考えます。</p> <p>早期退職、当初の有料職業紹介事業所担当者との条件の差異、返金規定後の退職。</p> <p>祝い金の問題が発生していることもあり、有料職業紹介事業所と求職者との関わりに疑問を感じることも多々あります。</p> <p>三者においてより良い規制強化を願います。</p>	<p>ご指摘のうち、職業紹介事業者による求職者への金銭等提供（お祝い金）については、職業安定法に基づく指針により原則禁止しているところ、今般、これを職業紹介事業の許可条件とし、これにより、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象となることとしております。</p> <p>引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p>
18	<p>ハローワークを利用しない求職者が大半のなか、採用の大半を占めている紹介業者のなかに少なからず悪質な業者がはびこっている現状に大きな危機感を感じている。</p> <p>また当法人は社会保障を担う事業者として、税や保険料など公的な財源を収入の主軸としているが、この財源の大半が紹介業者に流れており、実際に利益より多</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p>

	<p>いことに大きな矛盾と憤りを感じている。我々は配置基準があることにより、必要人員に関しては絶対に充足させなければならず業者を頼らなければならない実情も申し添える。</p> <p>以上よりこの度の法改正には大いに賛成。むしろもっと厳しい規制をかけて、悪徳な業者がはびこることができないようになることを強く要望。また、この度の強化だけでなく、悪徳な業者を公表するなどのもっと積極的な施策をお願いしたい。</p>	
19	<p>医療・介護といった費用が公定されている業種に携わる職業については、原則として有料紹介制度自体の対象外とすべきと考える。よって今回論点となっている就職祝い金なども当然のことながら規制するべきと考える。</p> <p>医療・介護業界については有料紹介を原則として廃止することが国民全体の利益に適うと考えるが、昨今の人材不足や、人員基準を充足するために早急に特定の職種を補充する必要性が生じた医療機関や介護事業所もあるため、紹介に先立つ職場環境・雇用条件の対面確認や就職祝い金廃止の公表等の条件の下、例外的に職業紹介を認めるべき。優良な紹介業者のみが生き残れ</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>厚生労働省としても、各業界で、人材確保が切実な課題であることや手数料等への負担感があることは、十分認識しているところ、今般、省令改正等の必要な措置を行います。引き続き、事業者に対する周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向け取り組んでまいります。</p>

	<p>る市場環境を国は早急に整備することが必要と考える。</p>	
20	<p>お祝い金禁止、募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止、職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示については、異論なく賛成の立場。結果的に施設側の手数料負担の軽減化による施設の健全な運営が維持できると考える。</p> <p>さらに、ハローワークの機能強化に大賛成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療介護保育分野での人材確保を支援する専門窓口の整備 ・人材確保を支援する専門家の増員（例えばキャリアコン）。キャリアコンが施設側に面談に来るまでをフォロー。 	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>ハローワークについては、医療・介護・保育分野等の人材確保を支援する専門窓口である人材確保対策コーナーの体制整備を進めており、引き続き、マッチング支援に取り組んでまいります。</p>